

## 道路賠償責任保険加入契約の締結に関する覚書(案)

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、「道路賠償責任保険加入契約」に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、甲を保険契約者及び被保険者とする本保険の申込みを乙に対して行い、乙はこの覚書並びに賠償責任保険・普通保険約款及び特約条項の規定に従い、保険金を支払う責に任じる。

第2条 本保険において、道路とは道路法第2条に規定する「道路」（甲以外の道路管理者が供用開始し、甲が管理する道路を含む。）及び港湾法第2条に規定する「臨港交通施設（道路）」で、甲が管理するものをいう。

なお、保険契約期間中に増加した甲が管理する道路（道路工事に伴う仮設道路を含む。）も契約時の総延長の10%を限度として自動的に含まれるものとする。

第3条 本保険の1保険者当たりの填補限度額は、次のとおりとする。

身体障害賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	3億円
財物損壊賠償	1事故につき	2,000万円

第4条 本保険の契約金額は 円とする。

第5条 甲は、道路管理瑕疵が原因で事故の発生があった場合、速やかに文書をもって乙に通知する。

乙は、甲の報告に基づき、事故の内容及び損害賠償責任の有無の調査等適切な措置を講じるものとする。

また、甲は、乙の要請により必要に応じて、これに協力するものとする。

第6条 被害者（代理人を含む。以下「被害者側」という。）から損害賠償の請求があったときは、前条の調査等に基づき、甲乙協議して損害賠償額の算出等を行うものとする。

第7条 前条に基づき算出された損害賠償額等については、原則として甲が直接被害者側と交渉するものとする。

また、乙は、甲の依頼を受けたときは甲に協力するものとする。

第8条 損害賠償額について、被害者側と示談交渉が調わず訴訟に持ち込まれた場合は、乙は、甲の訴訟遂行に協力するものとする。

第9条 乙は、甲の保険金請求に関し、必要と認める関係書類の閲覧又は提出を甲に対して求めることができるものとし、甲は、これに協力するものとする。

第10条 本覚書は、令和7年4月1日から効力を生じ、有効期間は1年間とする。(なお、この期間中に生じた事故については、有効期間後も乙が対処するものとする。)

第11条 本覚書の内容及び運用に疑義が生じ、又は本覚書に定めのない事態が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

上記のとおり覚書を取り交わした証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

愛媛県知事 中村時広

乙